

岐阜県公報

第 五 百 六 十 九 号
令 和 七 年 三 月 四 日
(火曜日)

目 次

告 示

○牛のヨ―ネ病の検査の実施	(家畜防疫対策課)	七五 ^{ページ}
○死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	七六
○牛のアカバネ病の検査の実施	(同)	七六
○豚熱の検査の実施	(同)	七六
○アフリカ豚熱の検査の実施	(同)	七七
○豚のオ―エスキ―病の検査の実施	(同)	七七
○蜜蜂の腐蛆 ^そ 病の検査の実施	(同)	七七
○豚熱の予防注射の実施	(同)	七八
○保安林の解除をしようとする旨の通知	(森林保全課)	七八
○道路の区域変更	(道路維持課)	七八
○落札者等に関する公示	(会 計 課)	七九

告 示

岐阜県告示第八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ―ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

牛のヨ―ネ病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）	大垣市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡及び大野郡
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）	岐阜市、高山市（一之宮町、久々野町及び朝日町を除く。）、多治見市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡、可児郡及び大野郡

3 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛		1又は2を実施する区域
三 実施の期日 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日 四 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨ―ネ病の検査方法による。 岐阜県告示第八十八号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月四日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 一 実施の目的 牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため 二 実施する区域 県内全域 三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体 四 実施の期日 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日 五 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。		
岐阜県告示第八十九号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月四日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 一 実施の目的 牛のアカバネ病の発生予察のため 二 実施する区域 県内全域 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛） 四 実施の期日 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日 五 検査の方法 中和試験 岐阜県告示第九十号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。 令和七年三月四日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 一 実施の目的 豚熱の免疫付与状況の確認のため 二 実施する区域 県内全域		

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）
四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日
五 検査の方法
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。

岐阜県告示第九十一号
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアフリカ豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。
令和七年三月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的
アフリカ豚熱の発生予防のため
二 実施する区域
県内全域
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）
四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日
五 検査の方法
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。

岐阜県告示第九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次

のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。
令和七年三月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的
豚のオーエスキー病の発生予防のため
二 実施する区域
県内全域
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚
四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日
五 検査の方法
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

岐阜県告示第九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため
二 実施する区域
県内全域
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）
四 実施の期日
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管

する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

岐阜県告示第九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第二項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により告示する。

令和七年三月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

豚熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししその他の予防注射を実施する必要がある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者により豚熱の予防注射を実施する豚及びいのししを除く。）

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

岐阜県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和七年三月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 解除予定保安林の所在場所

土岐市鶴里町柿野字浜井場一七九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考
県道		洞美戸濃線		同市大字同字同二二五番四二地先まで		後	前	ハ・ハ 二・〇	ハ・ハ 二・〇	一七・三	一七・三	

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年三月四日

岐阜県知事 江 崎 植 英

- 1 特定役務の名称及び数量 文書管理システムの構築及び保守管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和6年10月8日
- 4 落札者を決定した日 令和7年1月24日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
営業統括本部長 飯倉 義一
- 6 落札金額 196,864,800円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和七年三月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社